

# 第 I 部 障害者の就業分野

## 職 業 編

## 職業編 利用上の留意点

- 1) 各ページ右側に、**職業の大分類**毎に黒ラベルの見出しがついている。管理職、専門技術職、事務職、営業・販売職、サービス職、保安職、農林漁業作業、運輸・通信従事者、技能工、採掘・製造・建設作業及び労務作業（製造、機械運転、建設・土木作業、労務作業等）の順に収録した。
- 2) 職業名については、上記の職業大分類より詳しい、**職業中分類**別に頁をかえて表示し（たとえば、「事務職」の中の、“一般事務員”、“会計事務員”、“生産関連事務員”など別に）、さらにその頁の中に  で**職業小分類**名を示した（たとえば、「一般事務員」の中の、 総務事務員、 企画・調整事務員 など）。  
さらに  で示した職業小分類の下には、利用者に作業内容等が具体的に伝わるように、各企業から自由記述で報告された具体的な**職種（作業）**名が収録されている。
- 3) ①②③④⑤⑥は身体障害者の障害等級を示す。①②級は重度障害者、③④級は中度障害者、⑤⑥級は軽度障害者である。  
また精神薄弱のAは重度、Bはそれ以外をさす。
- 4) 重複障害の場合で、②⑤（上肢、下肢）は、いずれも（ ）内の重複障害を有するものであることを示す。

### 例 1

事務	
①①①①②②③③④⑤	①級 4 人、②級 2 人、③級 2 人、④級 1 人
⑤⑥（上肢、下肢）	⑤級 2 人、⑥級 1 人すべてが上肢と下肢の 重複障害者であることを示す。

なお下記のように行間があいている場合は、上段と下段は連続しておらず、上の行は単独障害、下は重複障害である。

### 例 2

事務	
①①①①②②③③④⑤	①級 4 人、②級 2 人、③級 2 人、④級 1 人、
（行間があいている）	⑤級 1 人は上肢障害者
①⑤⑥（上肢、下肢）	①級 1 人、⑤級 1 人、⑥級 1 人は上肢と下肢の 重複障害者であることを示す

なお、重複障害の表示で（音声言語そしゃく）についてはスペースの関係で（音声）又は（音声言語）と省略している。

- 5) 聴覚障害については、通常もっとも重い全聾の場合で2級であり、1級は他の障害との重複がある場合に限られる。表中には重複の表示されていない1級者がいるが、これについては重複障害の報告洩れなのか否か、再確認することが困難なため、そのまま1級とした（なお、昭和59年10月1日以降、聴覚障害と音声言語障害との重複が1級と認められることとなったため〈厚生省、昭和59年9月28日付局長通知〉、以後、1級の聴覚障害が増加している。当資料の事例も、重複する障害の内容が記入されていないが、音声言語障害との重複のある1級の聴覚障害者であることが考えられる）。利用に際し留意されたい。
- 6) なお、他の障害にも、重複障害があるために障害等級が重くなっている可能性があるが、主障害のみで報告しているかもしれない、と思われる事例もあるが（体幹機能障害や上肢障害の1級など）、企業からの報告のまゝとした。

# 職業編 目 次

<b>管理的職業</b> -----	23
会社・団体の役員 -----	23
〔社長、副社長、取締役等〕	
会社・団体の管理職員 -----	23
〔部長・部次長、工場長・次長、支店長・所長・副支店長、課長等〕	
<b>専門的・技術的職業</b> -----	27
科学研究者 -----	27
〔自然科学系研究者、人文・社会科学系研究者〕	
鉱工業技術者 -----	28
〔金属製錬技術者、機械技術者、電気技術者、化学技術者、窯業技術者、 その他の鉱工業技術者〕	
農林水産業・食品技術者 -----	32
〔畜産技術者、食品技術者、その他の農林水産業・食品技術者〕	
その他の技術者 -----	33
〔建築技術者、土木技術者、測量技術者、情報処理技術者、他に分類されない技術者〕	
保健医療の職業 -----	37
〔医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健婦、看護婦・看護師、臨床検査技師・ 衛生検査技師、理学療法士・作業療法士、栄養士、あんまマッサージ指圧師・ はり師・きゅう師・柔道整復師、その他の保健医療の職業〕	
社会福祉専門の職業 -----	40
〔社会福祉事業専門職員、保母・保父〕	
法務の職業 -----	41
〔その他の法務の職業〕	
教育の職業 -----	42
〔高等学校教員、大学教員、その他の教育の職業〕	
文芸家、記者、編集者 -----	43
〔文芸家・著述家、記者・編集者〕	
美術家、写真家、デザイナー -----	44
〔デザイナー〕	

その他の専門的・技術的職業 -----	45
〔カウンセラー、他に分類されない専門的・技術的職業〕	
<b>事務的職業 -----</b>	<b>47</b>
一般事務員 -----	47
〔総務事務員、企画・調査事務員、一般事務所事務員、その他の一般事務員〕	
会計事務員 -----	54
〔金銭出納事務員、徴収事務員、予算経理事務員〕	
生産関連事務員 -----	58
〔生産現場事務員、倉庫係事務員、出荷・受荷事務員〕	
営業・販売関連事務員 -----	63
〔営業・販売事務員、その他の営業・販売関連事務員〕	
外勤事務員 -----	67
〔集金人や検針員など〕	
運輸・通信事務員 -----	68
〔運輸・旅客・貨物係事務員、運行管理事務員、郵便・通信事務員〕	
その他の事務的職業 -----	70
〔速記者・タイピスト、事務用機器操作員〕	
<b>販売の職業 -----</b>	<b>73</b>
商品販売の職業 -----	73
〔小売店主・支配人、卸売店主・支配人、飲食店主・支配人、販売店員、 商品訪問・移動販売従事者、再生資源卸売・回収従事者、商品仕入・ 販売外交員〕	
販売類似の職業 -----	77
〔保険代理人・外交員、サービス外交員、その他の販売類似の職業〕	
<b>サービスの職業 -----</b>	<b>79</b>
家事サービスの職業 -----	79
〔家事手伝〕	



## 技能工、採掘・製造・建設の職業

### および労務の職業 -----105

(窯業・土石製品・金属材料・化学製品製造の職業)

#### 窯業製品製造の職業 -----105

〔窯業原料工、ガラス製品成形工、ガラス製品加工工、陶磁器製造工、  
施ゆう工・ほうろうがけ工、窯業絵付工、ファインセラミック製品  
製造工、セメント製品製造工、れんが・かわら類製造工、窯業製品  
検査工、その他の窯業製品製造の職業〕

#### 土石製品製造の職業 -----109

〔石工、その他の土石製品製造の職業〕

#### 金属材料製造の職業 -----110

〔製銃工・製鋼工、非鉄金属製錬工、鋳物工、鍛造工、金属熱処理工、  
圧延工、金属材料製造検査工、その他の金属材料製造の職業〕

#### 化学製品製造の職業 -----113

〔化学工、化学繊維工、油脂加工工、医薬品・化粧品製造工、  
その他の化学製品製造の職業〕

(金属製品・機械製造の職業)

#### 金属加工の職業 -----115

〔金属工作機械工、金属プレス工、鉄工・びょう打工・製かん(缶)工、板金工、  
めっき工、針金製品・針・ばね製造工、金属研ま工、金属手仕上工、  
金属彫刻工、金属製家具・建具製造工、金属製品製造工、金属加工・  
金属製品検査工、その他の金属加工の職業〕

#### 金属溶接・溶断の職業 -----123

〔電気溶接工、ガス溶接工・ガス切断工〕

#### 一般機械器具組立・修理の職業 -----125

〔原動機組立工、金属加工機械組立工、その他の一般機械器具組立工、  
一般機械器具修理工〕

#### 電気機械器具組立・修理の職業 -----128

〔発電機・電動機組立工・修理工、配電・制御装置組立工・修理工、  
民生用電子・電気機械器具組立工・修理工、電気通信機械器具組立工・  
修理工、電子応用機械器具組立工、半導体製品製造工、電球・電子管  
組立工、電子機器部品製造工、束線工、被覆電線製造工、乾電池・蓄電池  
製造工、電気機械器具検査工、その他の電気機械器具組立・修理の職業〕

#### 輸送用機械器具組立・修理の職業 -----143

〔自動車組立工、自動車整備・修理工、鉄道車両組立工・修理工、自転車  
組立工・修理工、船舶ぎ装工、輸送用機械器具検査工、その他の輸送用  
機械器具組立・修理の職業〕

計器・光学機械器具組立・修理の職業 -----	149
〔時計組立工・修理工、計器組立工・修理工、レンズ研ま工・調整工、 その他の計器・光学機械器具組立・修理の職業〕	
(その他の製品製造の職業)	
飲料・たばこ製造の職業 -----	151
〔酒類製造工、清涼飲料製造工、たばこ製造工、その他の飲料・たばこ 製造の職業〕	
食品原料製造の職業 -----	152
〔精穀工・製粉工、味そ・しょう油製造工、その他の食品原料製造の職業〕	
食料品製造の職業 -----	153
〔めん類製造工、パン・菓子製造工、豆腐・湯葉・こんにゃく・ふ製造工、 かん詰・びん詰食品製造工、乳・乳製品製造工、水産物加工工、肉製品 製造工、野菜つけ物工、その他の食料品製造の職業〕	
紡糸の職業 -----	158
〔粗紡工・精紡工、合糸工・ねん糸工・加工糸工、揚返工・かせ取工、 その他の紡糸の職業〕	
織布・同関連の職業 -----	160
〔織機準備工、織布工、染色・仕上工、編物工・編立工、その他の織布・ 同関連の職業〕	
衣服・繊維製品製造の職業 -----	162
〔婦人・子供服仕立織、男子服仕立織、和服仕立・修理織、帽子製造工、 裁断工、ミシン縫製工、刺しゅう工、その他の衣服・繊維製品製造の職業〕	
木・竹・草・つる製品製造の職業 -----	170
〔製材工、チップ製造工、合板工、木工、木製家具・建具製造工、 木製おけ・たる製造工、曲物製造工、木彫工、竹細工工、草・つる 製品製造工、その他の木・竹・草・つる製品製造の職業〕	
パルプ・紙・紙製品製造の職業 -----	175
〔パルプ工・紙料工、紙機械すき工、加工紙製造工、紙器製造工、 紙製品製造工、その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業〕	
印刷・製本の職業 -----	178
〔文字組版作業員、製版作業員、印刷作業員、印刷物光沢加工作業員、 製本作業員、その他の印刷・製本の職業〕	
ゴム・プラスチック製品製造の職業 -----	183
〔ゴム工、ゴム製品製造工、タイヤ製造工・修理工、プラスチック製品 成形工、プラスチック製品加工工、ゴム・プラスチック製品検査工、 その他のゴム・プラスチック製品製造の職業〕	

かわ・かわ製品製造の職業 -----	188
〔製革工、くつ製造工・修理工、その他のかわ・かわ製品製造の職業〕	
装身具等身の回り品製造の職業 -----	189
〔かばん・袋物製造工・修理工、がん具製造工、楽器製造工、模型・模造品 製作工、和がさ・ちょうちん・うちわ製造工、ほうき・ブラシ製造工、 漆器工、貴金属・宝石細工工、甲・角・貝・きば細工工、印判師、 その他の装身具等身の回り品製造の職業〕	
その他の技能工、生産工程の職業 -----	192
〔内張工、塗装工、画工・看板工、製図工・写図工、包装工、 他に分類されない技能工・生産工程の職業〕	
(定置機関・建設機械運転・電気作業の職業)	
定置機関・機械および建設機械運転の職業 -----	197
〔汽かん士、起重機・巻上機運転工、ポンプ・ブロワー・コンプレッサ運転工、 建設用機械運転工、その他の定置機関・機械及び建設機械運転の職業〕	
電気作業員 -----	200
〔発電員・変電員、配電線架線工、電気工事作業員〕	
(建設の職業)	
建設の職業 -----	201
〔大工、型わく工、畳工、内装仕上工、防水工、その他の建設の職業〕	
土木・舗装・鉄道路線工事の職業 -----	202
〔土木・舗装作業員、鉄道線路工事作業員〕	
(労務の職業)	
運搬労務の職業 -----	203
〔陸上荷役・運搬作業員、倉庫作業員、配達員、荷造工〕	
その他の労務の職業 -----	208
〔清掃員、他に分類されない労務の職業〕	